

令和4年12月15日

南相馬市農業委員会
12月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年12月15日(木) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	欠
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②主 査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹

④主 事 平田 幸子

農政課

①係 長 佐藤 俊文 ②副主査 猪狩 達也

4. 日 程

- | | | |
|--------|----------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 35 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 36 号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 5 | 報告第 37 号 | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 6 | 報告第 38 号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 129 号 | 令和 4 年 9 月定例総会議案の訂正について |
| 日程第 8 | 議案第 130 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 131 号 | 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 10 | 議案第 132 号 | 農用地の買入協議の要請について |
| 日程第 11 | 議案第 133 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請(許可内容の変更)について |
| 日程第 12 | 議案第 134 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 135 号 | 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 14 | 議案第 136 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分) |
| 日程第 15 | 議案第 137 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分) |
| 日程第 16 | 議案第 138 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分) |
| 日程第 17 | 議案第 139 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分) |
| 日程第 18 | 議案第 140 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分) |
| 日程第 19 | 議案第 141 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分) |
| 日程第 20 | 議案第 142 号 | 現況確認証明申請について |
| 日程第 21 | 議案第 143 号 | 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について(県許可分) |

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和4年最後になります、12月定例総会を開会いたします。
それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は13番委員であります。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、10番委員、11番委員、12番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。11月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第35号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第6号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第35号専決第6号についてご説明いたします。議案書の2ページ及び3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第36号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の15番委員からの報告を求めます。

15番委員 報告第36号についてご説明いたします。当日配布議案書の1ページになります。この案件は出し手から公社への売買となります。去る12月8日午前10時より、南相馬市役所北庁舎1階打合せスペースにおいて、出し手1名、福島県農業振興公社から担当者1名、調整委員2名、事務局職員1名により開催しました。

協議内容についてですが、公社の担当者から農地売買事業について説明いただき、出し手への聞き取り後、価格についての協議となりました。申出のあった農地については、出し手側から水田について10アールあたり80万円の価格が希望価格として提示されました。調整委員、事務局等からは、南相馬市管内では10アールあたり30万円から50万円での事例が多く、今回提示された金額ではこれまでなかったとの説明がありました。再度出し手の意向を確認しましたが調整がつかず、不調となりました。その際、事務局より当該農地の周辺地域における農地の保有、利用状況及び将来の見通しなどから見て、当該農地を担い手へ集積することが適当であるため、本日開催の12月定例総会に買入協議の要請を議案として提案したい旨の発言があり、全会一致で決しました。

なお、この案件は議案第132号の「農用地の買入協議の要請について」に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第37号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。なお、この報告には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号88番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席をお願いします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号88番の報告を求めます。

事務局 報告第37号整理番号88番についてご説明をいたします。議案書は19ページになります。こちらの案件は合意による解約でございますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 2 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、報告第 3 7 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」の残り全部について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 7 号についてご説明をいたします。議案書の 5 ページから 2 0 ページになります。先ほどの 8 8 番を除いて 8 9 件ございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 3 8 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 8 号についてご説明いたします。議案書の 2 1 ページから 2 3 ページ、整理番号 2 番から 6 番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号 2 番については、平成 2 5 年頃に亡き父が居宅を新築し、その当時から進入路及び駐車場として使用してきました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号 3 番については、隣接地に居住しており、平成 2 6 年から令和 4 年にかけて、事務所、資材置場、図書館（未完成）を整備し利用しています。今般、ビニールハウス内に図書館を作ることを計画し、農業委員会に相談したところ、農地の転用許可を得ていないことが判明したものです。

整理番号 4 番については、農地を遺贈により譲り受けることとなりました。当時の所有者は昭和 3 6 年から昭和 6 0 年頃にかけて、居宅、物置、事務所、駐車場、進入路を整備し使用していました。今般、土地の遺贈を受けるに当たり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号5番については、平成24年11月に国の補助を受け造船所を新設し、当該地を造船所用地として使用してきました。今般、賃貸借契約していた土地を譲り受けることとなり土地調査を行ったところ、農地転用手続きを失念していたものです。

整理番号6番については、平成21年頃より会社敷地に隣接する当該地を駐車場及び資材置場として使用してきました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第129号「令和4年9月定例総会議案の訂正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明いたします。議案書の24ページから26ページになります。令和4年9月定例総会で議決された議案の一部に誤りがあり、農業委員会に対して訂正の申出がありましたので、南相馬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定に基づき承認を求めるものです。内容につきましては経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第129号について説明いたします。議案書24ページから26ページとなります。令和4年9月定例総会にお諮りしました、「議案第92号農用地利用集積計画の決定について」の中に一部内容の修正がありましたので、12月定例会において修正した部分の農用地利用集積計画についてお諮りするものです。訂正の詳細については記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第130号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第130号についてご説明いたします。議案書の27ページから29ページ及び当日配布議案書の2ページから3ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案第130号について説明いたします。議案書27ページから29ページ、及び当日配布議案資料2ページから3ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第131号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、18番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第131号についてご説明いたします。当日配布議案書の4ページから16ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当

職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第131号についてご説明いたします。当日配付資料の4ページから16ページまでになります。大井塚原地区の農用地利用規程の変更についてでございます。大井塚原地区営農改善組合は令和4年10月23日に総会を行い、当該規程に係る議案を決定したところです。概要については、震災前に担い手の方々が大井塚原生産組合であったものを、今回、震災後改めて担い手を決めるに当たり、紅梅夢ファームに変更決定したものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第10、議案第132号「農用地の買入協議の要請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第132号についてご説明いたします。当日配布議案書の17ページから18ページになります。先ず買入協議制度についてですが、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農地のあっせん申し出があった場合、農業委員会及び農地中間管理機構等が利用調整を行ってもなお双方の合意が得られず、優良農地が認定農業者以外にわたる恐れがある場合などに当制度を利用して確実に認定農業者へ優良農地の集積を行うものです。

先ほどの報告第36号で15番委員から報告がありましたとおり、去る12月8日に農地中間管理機構を含めて利用関係の調整を行いましたが、売買価格について調整がつかず不調に終わったため、結果として認定農業者への売買が困難となりました。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項で、農地中間管理機構等を含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難となった場合、当該農地や周辺の農地の利用状況及び将来の見通し等から見て、認定農業者に対する農地の

集積を図るため、改めて、農地所有者と農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を通知するよう、市長に対して要請することができる旨規定されております。

今回の事案につきましても、市の基本構想を実現する上で将来的な見地から優良農地を認定農業者に集積するため、農地中間管理機構の機能を活用した方が有効と判断されますので、市長に対し要請するものであります。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第133号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請（許可内容の変更）について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第133号についてご説明いたします。議案書の32ページから33ページになります。本案件は三者間での土地の所有権移転のため、令和4年7月15日付けで交換による所有権移転の許可を受けたものになりますが、許可指令書交付後、登記する際に交換では不都合が生じることから、それぞれ贈与へ変更したいとの申出があったものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第134号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第134号についてご説明いたします。議案書の34ページから37ページ、申請番号1番から12番について詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第135号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第135号についてご説明いたします。議案書の38ページから41ページになります。申請番号1番から11番について詳細は記載のとおりです。補足ですが、申請番号1番、2番につきましては、平成8年に当該設定人が事業を行うため農地転用の所有権移転の許可を受けました。事情により事業を実施できなくなり、また、元の土地所有者が死亡したため、転用許可の取消ができず、一般の株式会社が農地を所有している形となっております。

申請番号4番から11番につきましては、いずれも営農型太陽光発電設備に関連して土地の使用貸借権及び区分地上権を設定するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第136号についてご説明いたします。議案書の42ページから43ページ、申請番号2番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、

転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番は報告第38号整理番号2番の追認を得るための案件、申請番号4番は報告第38号整理番号3番の追認を得るための案件、申請番号5番は農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から令和5年1月31日までとなっております。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号2番について、2番委員。

2番委員 議案第136号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。なお、この案件は先ほどご説明ありましたとおり、報告第38号整理番号2番の関連案件となっております。去る12月11日午前10時頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、6番委員。

6番委員 議案第136号申請番号3番について説明いたします。去る12月8日午前9時30分頃より申請人立会いのもと現地調査しました。申請理由に記載のとおり、今年4月に自宅が全焼し自宅を再建しようと土地調査をしたところ、焼失した自宅敷地が建築制限区域にあることが判明したことから、自宅南側の所有地を農地転用し、住宅及び作業場等を建築するため、今回申請するものです。現地については、立地基準、一般基準ともに問題がないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、申請番号4番について、4番委員。

4番委員 議案第136号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第38号整理番号3番関連の案件です。現地案内図は4ページになります。12月9日午後2時45分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、申請番号5番について、3番委員。

3番委員 議案第136号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る12月12日午後2時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 次に、申請番号6番について、7番委員。

7番委員 議案第136号申請番号6番について現地調査の報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月9日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願申し上げます。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第137号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第137号について説明いたします。議案書の44ページになります。申請番号1番について、転用事業者、土地の表示、事業計画変更の理由は記載のとおりです。この案件は議案第143号申請番号1番との関連であり、既に許可を受けている営農型太陽光発電設備について、基盤整備に伴う水路拡張により発電設備のレイアウトを変更することとなります。その際、現在パネル支柱は76ミリメートル杭を合計38本使用していますが、移動するパネルの支柱8本を60.5ミリメートルの支柱に変更し、追加で2本の支柱を使用する計画となります。杭本数は変更前と比較し2本多くなっていますが、交換する杭の断面積が従来のものより小さいため、当初許可の転用面積からは0.007平方メートル減少することから、変更の承認を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第137号申請番号1番の現地調査についてご報告いたします。現地案内図は7ページになります。事業計画の変更の詳細につきましては、今ほど事務局の説明のように、公共事業による排水路の構築に伴う用地買収により、太陽光発電設備の一部が撤去され、その結果としての変更となっております。現地調査は12月12日午後1時30分頃より、申請者の代表者立会いのもと行いました。調査は先ず、用地買収される区域を確認した後、調査書の調査項目に基づき、変更する内容を聞き取りするとともに、現地の状況を調査いたしました。今回買収される区域は、畑の法面が主で発電施設の変更に伴う営農作物への影響はほとんどないものと判断しました。また、農作物の管理状態、さらには発電施設の維持管理状態も良好に保たれており、何ら問題がないと見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第138号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第138号についてご説明いたします。議案書の45ページから46ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第38号整理番号4番の追認を得るための案件です。以上です

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第138号申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。本件は報告第38号整理番号4番の関連案件でございます。現地案内図は8ページで

す。去る12月8日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次 に、申請番号2番について、8番委員。

8番委員 議案第138号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る12月12日午前9時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞取り、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次 に、申請番号3番について、10番委員。

10番委員 議案第138号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。去る12月8日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次 に、申請番号4番から6番について、16番委員。

16番委員 議案第138号申請番号4番、5番、6番について現地調査の報告をいたします。先ず申請番号4番について調査報告をいたします。現地案内図は11ページです。転用事由は記載のとおりです。去る12月10日午後3時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に申請番号5番の現地調査報告をいたします。現地案内図は12ページです。転用事由は記載のとおりです。去る12月9日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページです。転用事由は記載のとおりです。去る12月10日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、

行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

以上3件の案件について、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第139号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第139号についてご説明いたします。議案書の47ページから48ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第38号整理番号5番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第139号申請番号1番について現地調査を報告いたします。この案件は報告第38号整理番号5番の関連案件です。去る12月12日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番及び3番について、7番委員。

7番委員 議案第139号申請番号2番、3番について調査報告いたします。先ず申請番号2番を報告いたします。現地案内図は15ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月9日午前10時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に申請番号3番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る12月8日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号4番について、15番委員。

15番委員 議案第139号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。案内図は17ページです。申請内容は記載のとおりです。去る12月10日午後4時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号5番について、11番委員。

11番委員 議案第139号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図18ページです。申請理由は記載のとおりです。去る12月8日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号6番について、4番委員。

4番委員 議案第139号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。12月9日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第140号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第140号についてご説明いたします。議案書の49ページから50ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番は、報告第38号整理番号6番の違反の追認を得るための申請であり、会社敷地に隣接する土地を資材置場及び駐車場として使用するものとなっております。

申請番号3番、4番については、都市計画の用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第140号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告38号整理番号6番の関連案件であります。現地案内図は20ページです。去る12月14日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。平成21年頃から、事務所に隣接する当該土地を借りて駐車場として使用してきました。この度、所有者から当該土地の購入を検討してほしいと要請を受け、土地調査を行ったところ、転用許可を得ていない農地であることが判明しました。その追認のための転用申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第140号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は21ページになります。申請事由については記載のとおりです。去る12月13日午前9時30分頃より、被設定人立会いのもと現地調査をいたしました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号3番及び4番について、18番委員。

18番委員 議案第140号申請番号3番及び4番について、先ず、議案第140号申請番号3番についてご報告申し上げます。現地案内図は22ページです。去る12月8日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

次に申請番号4番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は23ページです。去る12月8日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第141号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第141号についてご説明いたします。議案書の51ページから53ページ、申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番は、用水路の拡幅工事に伴う施設道路の整備のため、南相馬市が事業を実施するものです。事業実施に係る資金は農地防災事業の補助金で行う旨確認をとっており、予算書も添付されていることから妥当と判断しております。

申請番号2番、3番は、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。なお、申請番号3番は設定人が2名おり、片方が賃借権の設定、もう片方が所有権の移転となっております。

申請番号4番から7番は、いずれも議案第135号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。転用期間は10年間、営農作物

はいずれもヒサカキです。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第141号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は24ページです。去る12月8日午前9時頃より、設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第141号申請番号2番について現地調査報告します。現地案内図は25ページになります。去る12月13日午後1時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第141号申請番号3番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は26ページです。去る12月8日午前10時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号4番及び5番について、現地調査委員を代表しまして、12番委員から、報告を願います。

12番委員 議案第141号申請番号4番について現地調査の報告いたします。本案件は、議案第135号申請番号4番及び5番と関連する案件でございます。現地案内図は27ページとなります。申請内容と申請事由は記載のとおりです。去る12月9日午後2時5分頃より、代理人行政書士立会いのもと1番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画内容の確認、そして現地の状況等を調査した結果、現地は不耕作の状況であります。復

興組合により保全管理中であります。さらに、南相馬市の営農型太陽光発電設備の設置等の考え方によると、特段問題はなく、適切であると判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性であります。パネル下部では記載のとおりヒサカキを栽培し、余剰地では生け花用の南天を栽培する計画書が提出されております。南相馬市から設備設置者と営農者宛に9月20日付けで了解の回答がされ、10月3日には事業者への同意書が出されております。11月16日付けで土地の所有者、営農者、発電事業者より農業委員会宛に7項目にわたる念書が提出されております。一般基準を満たしていると判断しました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

次に申請番号5番について現地調査の報告をさせていただきます。本案件は議案第135号申請番号6番及び7番と関連する案件です。現地案内図は28ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりです。去る12月9日午後2時35分頃より、代理人行政書士立会いのもと1番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画内容の確認、そして現地の状況等を調査した結果、不耕作の状況ではありますが、復興組合により保全管理中であります。さらに、南相馬市の営農型太陽光発電設備の設置等の考え方によると、特段問題はなく、適正であると判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性ですが、申請番号4番と同様にヒサカキと南天を栽培する計画書が提出されております。南相馬市から設備設置者と営農者宛に9月20日付けで了解の回答がされ、10月3日には事業者への同意書が通知されております。10月4日には管轄土地改良区より了承の意見書が交付されております。11月19日付けで当農業委員会宛に土地所有者、営農者、発電事業者より7項目にわたる念書が提出されており、一般基準を満たしており、適正であると判断しました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号6番及び7番について、現地調査委員を代表しまして、11番委員から、報告を願います。

11番委員 議案第141号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は29ページになります。議案第135号申請番号8番、9番関連になります。申請理由は記載のとおりです。去る12月11日午前11時頃より、8番委員と私の2名で太陽光発電設置業者立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光発電設置業者から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、事業面積1,065平方メートルにヒサカキを80センチから1メートル間隔で244本、シキミを2メートル間隔で75本を植え付ける予定とのことです。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

次に申請番号7番の現地調査を報告いたします。現地案内図は30ページになります。議案第135号申請番号10番、11番関連になります。申請理由は記載のとおりです。去る12月11日午前11時20分頃より、8番委員とともに太陽光発電設置業者立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光発電設置業者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。なお、事業面積2,123平方メートルにヒサカキを80センチから1メートル間隔で240本、シキミを2メートル間隔で255本を植え付ける予定とのことです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第142号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第142号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の54ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員を代表しまして、4番委員から報告を願います。

4番委員 議案第142号現況確認申請について現地調査報告をいたします。去る12月6日午後1時45分頃より、9番委員及び私と農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で現地調査を行いました。先ず申請番号1番ですが、現地案内図は31ページになります。当該地は小高区大井地区にあり、土地所有者の死去により、今回の申請者が遺言にて譲り受けたものです。譲受人は東京都に居住し、管理できる状況にはありません。現況は狭小地、飛び地、傾斜地等で既に原野化し、非農地と判断しました。

 次に申請番号2番、3番、4番ですが、土地が隣接しているため一括して報告します。現地案内図は32ページとなります。当該地は小高区小高地区になりま

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和5年1月16日

議事録署名人（10番・モリ アキオ）

議事録署名人（11番・スエ ヨシハル）

議事録署名人（12番・イマムラ ヒデミ）
